

## 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）修了考査問題

### 科目 1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1（10 点…5 問×2 点）

**問 1** 「建築物石綿含有建材調査」に関する A～D の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- A) 書面調査、目視調査、分析結果を合わせて、調査結果の報告書を作成する。
- B) 調査の基本は、建築物の所有者や建物管理を所有者から受託している業者などから竣工年、改修履歴などの情報を入手する。
- C) 建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」の 2 種類で、「維持管理のための建築物調査」は含まれていない。
- D) 石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。

**問 2** 「建築物石綿含有建材調査」に関する A～D の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- A) 国内では、1956（昭和 31）年から、吹付け石綿が販売されていた。
- B) 1975（昭和 50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を 5 重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止となった。
- C) 2005（平成 17）年には、石綿障害予防規則が制定され、原則禁止であった石綿の吹付け作業が全面禁止となった。
- D) 2006（平成 18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を 1 重量パーセントを超えて含有する製品の製造が禁止された。

**問 3** 「石綿の定義、種類、特性」に関する A～D の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- A) 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- B) 石綿の特性として、燃えないで高熱に耐える（難燃性・耐熱性）があるが、薬品には弱い。
- C) レベル 3 は最も飛散性の高い石綿含有吹付け材である。
- D) 石綿は、蛇紋石族石綿と角閃石族石綿に大別される。クリソタイルは角閃石系で 9 割以上を占める。

**問4** 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関するA～Dの記述のうち不適切なものを選びなさい。

- A) 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強いが、潜伏期間は石綿肺がんよりもやや長い。
- B) 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.喉頭」→「3.気管」→「4.細気管支」→「5.気管支」→「6.肺胞」である。
- C) 石綿肺がんとはそうでない肺がんとは、発生部位や組織型に違いはない。
- D) 石綿取扱者のうち、喫煙者は非喫煙者に比べて肺がんになり患する危険性が高いことが疫学調査で明らかにされている。

**問5** 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関するA～Dの記述のうち不適切なものを選びなさい。

- A) 日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては中皮腫が最も多い。
- B) 肺がんでは、石綿ばく露年数にほぼ正比例して影響するが、中皮腫では初期ばく露からの経過年数の2乗におおむね比例する。
- C) 吹付け石綿が使用されている建築物内の石綿濃度は、劣化が進んでいない状態の部屋では、外気と同等の0.1f/Lから1f/L～数10f/L程度である。
- D) 建築物調査の優先順位は、用途ごとの優先度判定は難しいが、目安として、①建築物竣工年からの判断、②建物利用者年齢から判断、③災害時の事業持続計画からの判断がある。

科目 2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 (10 点…5 問×2 点)

**問 1** 「大気汚染防止法、建築基準法その他の関係法令」に関する A～D の記述のうち不適切なものを選びなさい。

- A) 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。
- B) 事前調査は発注者が行い、公共機関に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- C) 大気汚染防止法施行令の改正では、「石綿含有成形板等」、「石綿含有仕上塗材」が特定建築材料に追加された。
- D) 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、石綿の飛散するおそれのある建築材料（吹付け石綿及び吹付けロックウールで石綿 0.1 重量パーセントを超えるもの）を使用することを禁止する。

**問 2** 「大気汚染防止法、建築基準法その他の関係法令」に関する A～D の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968（昭和 43）年に制定された。
- B) 建築物等の石綿使用実態の調査は、安衛法及び石綿則に基づく調査の他にも、大防法や建築基準法等の関係法令に基づく調査義務の発生時や、通常の利用時における石綿含有建材使用実態調査を行う際に必要になる。
- C) 令和 2 年 6 月に「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布され、規制対象の拡大、事前調査の信頼性の確保、直接罰の創設、不適切な作業の防止等が改正された。
- D) 建設リサイクル法では、すべての建設工事において、特定建設資材廃棄物の分別解体等と再資源化等が義務付けられている。

**問3** 「リスク・コミュニケーション」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う作業者とどまらず、石綿が使用されている建物の一般的な利用者にも影響を及ぼす。
- B) リスク管理の6つのプロセスのうち「リスクの分析」において、検討されたリスクに対する関係者の受け止め方を確認する。
- C) リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析があるが、関係者との議論は含まれない。
- D) 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである」と定義している。

**問4** 「石綿含有建材調査者」に関するA～Dの記述のうち正しいものを一つ選びなさい。

- A) 石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし合わせて調査者の推測判断を行う。
- B) 石綿含有調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- C) 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法にのみに影響するが、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などには影響しない。
- D) 建築物の調査は、依頼者の要望により沿うように実施しなければならない。

**問5** 「事前調査の具体的手順の例」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は書面調査結果を優先する。
- B) 事前調査は、書面調査と目視調査、どちらから行っても良い。
- C) 目視調査においては、「石綿含有」とみなすことができる。
- D) 事前調査は、目視調査は行わずに書面調査判定で調査を確定終了してもよい。

科目3. 石綿含有建材の建築図面調査 (35点…14問×2.5点)

**問1** 「建築一般」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 建築基準法では、自然環境の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- B) 建築基準法においては、「構造上重要でない間仕切壁」も建築物の主要構造部である。
- C) 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。
- D) 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能は同一である。

**問2** 「建築一般」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 建築基準法において「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- B) 建築基準法において、建築物の主要構造部は「壁・柱・床・梁・屋根・階段」をいう。
- C) 建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30分間」である。
- D) 建築基準法施行令第1条第3号「構造耐力上主要な部分」は、建築物の力学的構造に関連する部分を定めている。

**問3** 「建築設備」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、冷房、暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- B) 給排水設備では、石綿は耐火性能が必要な排水管に耐火二層間として使われていたが、ガスケットには使用されなかった。
- C) レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合は、床スラブに大きな開口を施して設置されるため防火区画を担保するが、耐火被覆は必要ない。
- D) 昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のための吹付け石綿は施工されていない。

**問4** 「石綿含有建材」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 耐火構造の認定番号からその耐火構造の認定取得者を特定することはできない。
- B) 石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が大きく硬いので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿には使用されていないと推測できる。
- C) 吹付けロックウールは石綿無含有の製品になっても、製品名を変えずに製造・販売しているが問題はない。
- D) レベル1の石綿含有建材は、施工方法や材料によって4種類に分類される。

**問5** 「石綿含有建材」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) レベル3の石綿含有建材とは、レベル1、レベル2に該当しないものであるが、一部該当するものも含まれる。
- B) 石綿則第3条では、石綿等が吹付けられているのが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を講ずる場合も分析調査は必要である。
- C) レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2に比べて圧倒的に少ないことである。
- D) 軽微な場合も含め、解体、改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。

**問6** 「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか（選択肢）A～Dから選びなさい。

- ア 構造からは、S造であれば耐火被覆用の石綿含有建材が使用されている可能性があると思える。
- イ 規模からは、4階建て以上の建築物であればエレベーター（EV）が備えられていることが多いので、EVシャフトの中に吹付け石綿が使用されている可能性があると思える。
- ウ 用途からは、学校であれば教室、講堂、廊下の天井や階段裏などに吸音目的の吹付け石綿が使用されていると思われるが、教育の場に使用されることはない。
- エ 部屋の用途では、機械室や煙突には断熱目的として、石綿含有建材が使用されている可能性があると思える。

（選択肢）      A) 1つ      B) 2つ      C) 3つ      D) 4つ

**問7** 「石綿含有建材」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 石綿含有スラグせっこう板は、スラグ、せっこうを主原料とし、繊維を補強材とした加工性の良い材料である。
- B) 石綿含有パルプセメント板は、防火性、遮音性、吸音性に優れているが、重くて加工性に難がある。
- C) 石綿含有パーライト板は、石綿セメント板の軽量化を目的として、主原料にパーライトを加え、抄造成形したものである。
- D) 石綿含有ビニル床タイルは、Pタイルと称されることがある。

**問8** 「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか（選択肢）A～Dから選びなさい。

- ア 吹付け石綿及び乾式工法で施工された石綿吹付けロックウールは「レベル1」である。
- イ 石綿含有吹付けパーライトは「レベル1」である。
- ウ 石綿含有耐火被覆板は「レベル1」である。
- エ 石綿含有スレートボードは「レベル3」である。

(選択肢)      A) 1つ      B) 2つ      C) 3つ      D) 4つ

**問9** 「書面調査の実施要領」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 書面調査を事前に行わず、目視調査を行いながら現地で同時に書面を確認することは実務上非効率である。
- B) 書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであることから、これを省略すべきではない。
- C) 書面調査における情報の整理については、目視調査に用いる書類の準備を行い目視調査の動線計画を立てる。また、建築物をあらかじめリストアップする。
- D) 書面調査の流れとして、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため目視調査を行う。

**問 10** 「図面の種類と読み方」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- B) 建築物を建設する時系列の中で、設計図書の呼び方や内容は変えてはならない。
- C) 設計図は、作ろうとする製品の設計図書に表せない内容を文書で書き表したもので、公共建築工事標準仕様書のことである。
- D) 設計図書には多様な図面があり、記載内容も建築一般・構造・設備と幅広く、図面での石綿調査にあたっては基礎的知識が必要である。

**問 11** 「図面の種類と読み方」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 図面は石綿含有建材の情報を網羅しているわけではないので、図面からの情報のみによって、石綿含有建材の利用状況を判断してはならない。
- B) 内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できる。
- C) 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図、などにあるが、平面図、天井伏図にはない。
- D) 建築工事範囲だけでなく、設備等や竣工後に設置される機械類等も図面に記載があれば、調査対象としてリストアップする。

**問 12** 「図面の種類と読み方」に関するア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか（選択肢）A～Dから選びなさい。

- ア 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「総合仮設計画申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を総合仮設計画図と言う。
- イ 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面なので、テナント工事の未記入、修正ミス、記入漏れはほとんど無く、現場との整合が取れている。
- ウ 建築物概要書には、用途、地域の種類、構造のほかに、駐車場の有無や階層と床面積が記載されている。
- エ 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等の確認を行う。その際、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日、及び用途変更を伴うもの等を確認する。

(選択肢)      A) 1つ      B) 2つ      C) 3つ      D) 4つ



**問 13** 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- B) 石綿を含有する建材の最新情報については、厚生労働省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- C) 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- D) 「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

**問 14** 「書面調査結果の整理」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 目視調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、目視調査に持参する。
- B) 書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。
- C) 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- D) 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

科目 4. 現場調査（現地での目視調査）の実際と留意点（35 点…14 問×2.5 点）

**問 1** 「目視調査の流れ」に関する A～D の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は無駄な労力となるばかりか、正確性や依頼者からの信頼を失うもととなる。
- B) 建築物などの適正な維持管理のための建築物調査では、レベル 2、3 建材を対象とし、引き続き建築物を使用することから、基本は非取外し調査を行う。
- C) 石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によらず同じである。
- D) 建築物の書面調査の結果、書面調査で決めた箇所から採取した試料の分析方法は、石綿含有建材調査者が独自に自らの責任で決める。

**問 2** 「事前準備」に関する A～D の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 調査にあたり、あらかじめ必要な用品や装備を準備するが、段取り手順の確認はいらない。
- B) 改修や解体工事のための事前調査であれば、部分的に建材等の取外し調査を行うこともあるため、使用する用品も異なってくる。
- C) 調査時の装備について、「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着したり、名札を首から掛ける必要は特にない。
- D) 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2 又は RL2）と同等以上の性能を有するものを用いる。

**問 3** 「目視調査の実施要領」に関する A～D の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 目視調査の実施要領として、十分な情報収集や調査計画の立案、周到な事前準備を行っていたとしても、想定外のことが起こることがあるのが目視調査である。
- B) 目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くの石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- C) 目視調査に臨む基本姿勢として、入室したドアの近辺から一部の天井や壁だけを目視して対象物の有無を判断してしまうような粗雑な調査をしてはならない。
- D) 目視調査に臨む基本姿勢として、調査終了時は管理人に挨拶をする。不在である場合には「〇時〇分、作業終了」というメモを管理人が見やすい場所に置いておくことや、鍵を定位置へ戻すなど基本的なルールを守ること。

**問4** 「目視調査の実施要領」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 機械室などの現状の仕上げが比較的新しく見えた場合は、間違いなく改修工事があったことの証なので、あえて、関係者等へのヒアリングで確かめる必要はない。
- B) 関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- C) 改正石綿則が施工される令和3年4月以降については、事前調査で書面調査を十分に行うことができれば、必ずしも目視調査は行わなくてもよい。
- D) 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合は、設計図書等に必ず明記されている。

**問5** 「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか（選択肢）A～Dから選びなさい。

- ア レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。
- イ レベル2の石綿含有建材のうち、けい酸カルシウム板第二種等は「表示」により石綿含有の有無について判断はできない。
- ウ レベル3の成形板等は、裏面等の表示を確認して石綿有無に関する情報を読み取り、その情報をもとにデータベースやメーカー情報と照合し石綿有無の判断を行う。
- エ 目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、必ず分析を行わなければ石綿含有と「みなす」ことはできない。

(選択肢)      A) 1つ      B) 2つ      C) 3つ      D) 4つ

**問6** 「目視調査の実施要領」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- A) 目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まる。まず、建築物の外観をじっくり観察する。
- B) 関係者へヒアリングするときの関係者とは、当該建設物について情報を持っているすべての人のことである。
- C) ヒアリングの方法としては、調査日前に関係者から電話で聞く、調査当日に立会い者から話を聞く、調査日以降に関係者から電話で聞くなどが考えられる。
- D) 安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。

**問7 「成形板裏面調査」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを選びなさい。**

- A) 成形板裏面確認時、厚さも確認する。天井点検口の材料は、天井使用材と違う可能性があることを考慮する。
- B) 裏面の不燃番号が判明したら、スマートフォン等を活用し、すぐにデータベースにて確認する。
- C) 不燃番号が、制度改正以降の NM や QM といった新番号の表記は平成 14 年 5 月以降の製品だが、せっこうボードについては石綿無含有とは判断できない。
- D) 改修工事にて絨毯等を剥がすときは、P タイルの上などに施工されていないか確認する。

**問8 「試料採取」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものの一つを選びなさい。**

- A) 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄するが、手袋は一日の作業終了時に洗浄して1週間程度は使い続ける。
- B) 試料採取にあたっては、試料採取にあたる人数分以上の保護具（国家検定防じんマスク、防護服、手袋等）を準備する。
- C) 採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
- D) 維持管理のための調査では、試料採取対象は、発注者の発注意図によって異なってくる。

**問9 「試料採取」に関するA～Dの記述のうち、不適切なもの一つを選びなさい。**

- A) 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、その接着している材料は、剥離しないこと。
- B) 建材の石綿分析においては、具体的には、①目視調査において同一と考えられる範囲を適切に判断し、②試料採取において建材にムラがあることを考慮しなければならない。
- C) 吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、セメントスラリーを表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- D) 吹付け材の試料採取は、該当吹付施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。

**問 10** 「試料採取」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m<sup>2</sup>未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 3 箇所以上、1 箇所あたり 10 cm<sup>3</sup>程度の試料をそれぞれ採取する。
- B) 試料を採取する部屋の入口に「作業員以外立入禁止」等の看板掲示を行い、開口部を養生する。
- C) 吹付け材については、発じん性が著しく高いため、湿潤化を十分に行う。
- D) 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の 2 箇所以上から 1 箇所あたり容量 10 cm<sup>3</sup>程度を目安に試料を採取し、密閉容器に入れ、それらを一纏めの試料とする。

**問 11** 「試料採取」に関するア～エの記述のうち、正しいものはいくつあるか（選択肢）A～Dから選びなさい。

- ア 分析者（分析機関）が自ら試料採取を行う場合、目視調査結果において同一と考えられる建材の範囲が、特定されているか確認を行い、不明な場合は分析者が判断して採取を行えばよい。
- イ 分析者（分析機関）が外部から持ち込まれた試料の分析を行う場合、分析依頼元に対して試料採取履歴に必要事項を記入して必ず添付するように要請すること。
- ウ 分析依頼書は、各分析方法で共通に使えるように、試料採取者、試料送付者、試料受取者、分析者までの個人名及び実施日時が入る欄を設け、分析試料の受渡及び保管の責任を明確にして、各当事者が記入する。
- エ 分析依頼書には分析結果報告書の要求部数、分析方法の指定、速報の受領方法など希望事項を記載する。分析繊維観察の写真は不検出の場合でも必ず付いているので、写真添付についての指示は必要ない。

(選択肢)      A) 1つ      B) 2つ      C) 3つ      D) 4つ

**問 12** 「目視調査の記録方法」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」、が挙げられる。
- B) 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- C) 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
- D) 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。

**問 13** 「建材の石綿分析」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) わが国では、石綿 0.1 重量パーセントを超えて含有するか否かを判断するための定性・定量分析法として、厚生労働省の「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」により実施する。
- B) 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- C) 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- D) アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 1 は、「電子顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。

**問 14** 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 試料を分析機関に送付後、部屋別の目視調査個票の作成については、後日、思い出しながら作成が可能であるため、下書き程度での整理は不要である。
- B) 石綿含有建材調査者は、建築物所有者から調査結果の説明を求められた場合には、「①石綿含有の有無」、「②含有していた場合のリスク」、「③今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
- C) 定性分析方法2の結果の場合、パーミキュライト吹付け材は塩化カリウム処理の方法で行われたのかを確認する。
- D) 分析結果のチェックにおいて、分析器具の洗浄不足で、直前に分析した高含有量の試料と分析時にクロスコンタミネーションが起きていないかを確認する。

**科目 5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 (10 点…5 問×2 点)**

**問 1** 「目視調査総括表の記入」に関する A～D の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 今回調査個所欄における部屋名は、必ず記載する。階段が複数ある場合には、北側階段、B 階段などの固有の名称を記入する。
- B) 今回調査個所欄における外部は、外階段や外壁等の建築物の外部について記載する。外部欄には、調査を行った場所を記載する。
- C) 今回調査個所欄における堅穴区画・煙突は、EV シャフト内部などの堅穴空間について記載する。
- D) 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった等の問題で、試料採取が不可能な箇所については、その詳細は記載しなくてよい。

**問 2** 「目視調査個票の記入」に関する A～D の記述のうち正しいものを一つ選びなさい。

- A) 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをすることは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- B) 各シーンでこまめに写真を撮影すると、編集及び整理が大変なので写真は少なめがよい。
- C) 1 部屋終了ごとのメモが、後の写真の整理や調査報告書の作成時に効果を発揮するので、次の部屋に行く前に必ずメモをする習慣をつけた方がよい。
- D) 目視調査個票は個別（部屋別など）に巡視した部屋をまとめて記載してなるべく少ないページ数にする。

**問 3** 「調査報告書の作成」に関する A～D の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 調査報告書には、調査結果から得られた情報を記載するにとどめ、劣化状況による対策の必要性や改修・解体工事時の留意点など建築物所有者が行うべきことについてアドバイスなどを記載する必要はない。
- B) 目視調査個票は調査した「部位」の順番に作成すること。順番を変えるとストーリー性がなくなり、間違いの元になる。
- C) 調査者は、分析方法について学ぶと共に、分析結果報告書チェックの仕方や、添付された分析写真やチャートの見方などについても経験を積む努力は重要である。
- D) 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

**問4** 「調査報告書の作成」に関するA～Dの記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- A) 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果であった場合は、分析機関の判定を採用することが重要である。
- B) 事前調査結果には、写真や図面を添付し、調査した箇所が明らかになるように記録し、写しを作業場に備える。
- C) 事前調査結果は、調査を終了した日から3年間保存しなければならない。
- D) 事業者は、①建築物の解体工事(床面積の合計 80 m<sup>2</sup>以上)、②建築物の改修工事(請負代金 100 万円以上)、③工作物の解体又は改修工事(請負代金 100 万円以上)のいずれかの工事を行おうとするときは、予め電子情報処理組織を使用して、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

**問5** 「所有者への報告」に関するA～Dの記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- A) 建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- B) 報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- C) 建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- D) 建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。